

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会長
健康保険組合連合会長
日本医師会長

】 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件の告示について

社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 348 号）については本日告示され、同日から適用されたところです。改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、施行に当たって十分に御留意いただきますよう、お願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

「支払基金業務効率化・高度化計画」（平成 29 年 7 月 4 日）に基づき、本部で統一して審査を行う診療報酬請求書の対象を拡大するため所要の改正を行うものである。

第 2 改正の内容

- ① 特別審査委員会による審査対象となる診療報酬請求書（歯科診療以外の診療に係るものに限る。以下同じ。）の合計点数を「40 万点」から「38 万点」に引き下げる。
- ② 新たに、同種死体肺移植手術、生体部分肺移植術、同種心移植術、同種心肺移植術、生体部分肝移植術及び同種死体肝移植術に係る手術を含む診療に係る診療報酬請求書を特別審査委員会による審査対象とする。

第 3 適用期日

告示日

※ 国民健康保険団体連合会が審査を委託することができる診療報酬請求書については、当分の間、なお従前の例による。